



中国電力島根原発2号機 「規制基準適合性審査申請」 の事前了解願を島根県と松江市に提出

広島2人デモ特別チラシ

2013年11月23日(土曜日)作成
http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/
調査・文責: 哲野イサク チラシ作成: 網野沙羅
連絡先: sarah@inaco.co.jp

2013年11月21日の木曜日、中国電力のプレスリリースお知らせメールが入ってきました。あけてみると次のような文面でした。

「島根原子力発電所2号機新規規制基準に係る安全対策に関する事前了解願の提出等について

本日、当社は、島根原子力発電所2号機(沸騰水型、定格電気出力: 82万kW)の新規制基準に係る安全対策について、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に基づく事前了解願を、島根県および松江市に提出しました。また、出雲市ならびに鳥取県、米子市、境港市に対し、それぞれ「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」ならびに「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき申請概要について報告するとともに、安来市、雲南市に対し説明を行いました」

これは、中国電力が島根原発2号機の再稼働のための「規制基準適合性審査」を申請しますよ、そのために島根県と松江市との安全協定にもとづいて事前に了解を得ておきますよ、了解が得られれば、規制委に「適合性審査」申請を致します、ということです。同時に鳥取県、米子市、境港市に対しては了解を求めるのではなく「報告」だけで済ませています。これは原発立地自治体である松江市(旧鹿島町)と立地県である島根県とは扱いが違うためです。

現在の原子力災害対策指針(2013年9月5日全部改正即日施行)では、原発から半径30km圏内を「原子力災害重点区域」としています。そして災害重点区域の自治体に原子力苛酷災害時の「広域避難計画」立案と避難訓練を義務づけています。そして広域避難訓練計画をもたない原発は稼働を認めない、としています。逆にいうと**30km圏内の自治体に広域避難計画に参加してもらわないと、原発再稼働はおぼつかないのです**。中国電力は、島根県と松江市以外の30km圏内立地自治体のうち、すでに出雲市、お隣の米子市、境港市(従って鳥取県も)とは安全協定を結んでいますので、その協定に基づいて事前「報告」したのです。それでは**同じく30km圏内の安来市、雲南市はなぜ「説明」なのか?それはこの両市と安全協定を結んでいないため報告義務がないから**です。それでは説明もなしに無視すればよかったではないか、というところはいけません。**安来市、雲南市が30km圏内自治体である以上、広域避難計画に参加してもらわなければなりません**。そうした行為全体を原子力規制委員会は「再稼働にあたっての地元理解と協力」といっているのですから。**仮に安来市議会が「島根原発2号機再稼働反対決議」など行おうものなら、原子力規制委の判断は「原子力災害重点区域の住民の理解と協力が得られていない」ということで、最終判断に強い影響を与えるでしょう**。かつてと事情は様変わりです、中国電力は地元自治体に対して下手に出なくてはならなくなったのです。(ホンネをいえば中国電力は安来市と雲南市に安全協定を結んで欲しいでしょう。安全協定を結ぶということは前提に原発稼働承認を含んでいるからです)

中国電力が島根県と松江市の了解を得て、原子力規制委に「規制基準適合性審査」申請を行うことはまず確実です。2号機につい

ては表1を参照してください。ポイントはこの原子炉を危険なプルサーマル炉に変更するタイミングを、中国電力は虎視眈々と狙っているということです。(表2参照のこと)世論の動向をじっと見据えてそのタイミングを計っています。つまり**反対世論が強ければ強いほど、島根原発2号機の「プルサーマル計画」は遅れる**ということです。

表1 島根原子力発電所 設備概要

	1号機	2号機
営業運転開始	1974年3月29日	1989年2月10日
経過年数	42年8か月	24年10か月
電気出力	46万kW	82万kW
原子炉		
型式	沸騰水型	沸騰水型
熱出力	約138万kW	約244万kW
圧力	6.93MPa	6.93MPa
温度	286℃	286℃
燃料(二酸化ウラン)	3.6wt%(取替燃料)	3.7wt%(取替燃料)
濃縮度		
燃料集合体	400体	560体
ウラン(換算)重量 ※全炉心	約68トン	約97トン
圧力容器(寸法)	内径4.8m 高さ19m 厚さ12cm	内径5.6m 高さ21m 厚さ14cm

※尚2号機は2008年10月28日プルサーマル炉設置変更許可取得
【参照資料】中国電力webサイト島根原子力発電所設備概要より

表2 島根原発2号機プルサーマル計画のいきさつ

中国電力は島根原発2号機原子炉をプルサーマル炉に変更する計画を進めてきました。年表風に書けば次のようになります。
2005年9月 プルサーマル実施に関し島根県、松江市に事前了解願を提出
2006年10月 島根県、松江市、プルサーマル計画を了解 経産省へ「原子炉設置変更許可」(プルサーマル化)申請
2008年10月 経産大臣、2号機の「原子炉設置変更」を許可 中国電力は2号機プルサーマル化を2010年度中とした。
2009年6月 2号機プルサーマル化を「遅くとも2015年度までの実施」と変更
2009年9月 中国電力はグローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンとMOX燃料(プルサーマル炉で使用するウラン・プルトニウム混合酸化燃料)の加工契約を締結。実際の製造はフランス・メロックス社で実施
グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンはアメリカに本社を置くグローバル・ニュークリア・フュエル(GNF)の100%出資子会社で、GNFはGE、日立、東芝の合併会社で事実上GEの子会社(出資比率はGE51%、日立、東芝はそれぞれ24.5%) 沸騰水型原子炉燃料を一手に供給しています。またフランスのメロックスはアレバ・グループの100%出資子会社でMOX燃料の製造が主な業務です。中国電力は上記のようにいつでも2号機をプルサーマル炉に変更することができますが、プルトニウムを燃料とするプルサーマル炉は危険性が高い、という認識が一般にあり、島根地元やその他の世論の動向をにらみながら変更のチャンスを窺っているといえましょう。

【参照資料】中国電力プレスリリース2009年度分、日立ニュースリリース「グローバル・ニュークリア・フュエル社設立」(2000年1月6日)、GNFジャパンのWebサイトなど

「規制基準適合性審査」は「安全審査」か？

図1をまずご覧下さい。島根2号機を巡る情勢を伝える広島地元中国新聞の記事です。中身はほぼ中電情報に基づいています。自分で独自に調べた形跡は全くありません。特に問題は中国新聞が「安全審査」という用語を使い続けていることです。**原子力規制委員会で現在進んでいる審査は、「規制基準適合性審査」であって「安全審査」ではありません。(表3参照のこと)**現在の規制基準の基本的考え方は、①**原発は苛酷事故を起こす可能性がある、リスクゼロはない**、②**規制当局が行えるのは、重大事故発生の頻度を低くし、また発生してもできるだけ被害を小さくする規制をおこなうことだ、そのための安全目標が必要だ(確率論的安全性評価=PSAの手法)**、③**その安全目標を達成するための性能目標をもと、そしてこれを基準としよう、というものです。この性能目標を基準化したものがすなわち「規制基準」**です。ですから原発安全神話時代の「安全基準」を単に「規制基準」と言葉だけを言いかえたものではありません。**根本的に概念が違う**のです。従って現在の規制委の考え方に従えば、**性能目標を満たしているかどうかの審査(「規制基準適合性審査」)はできても、その原発が安全であるかどうかの審査(「安全審査」)は理論的にも実際的にも金輪際不可能**なのです。にも関わらず、中国新聞は(中国新聞に限らずほとんどのマスコミは)これを「安全審査」と呼び続けています。一体なんの目的があって人々をミスリードするような用語法を使い続けるのか？その答えを出すのは簡単でしょう。規制委の「適合性審査」に合格した原発は「安全だ」と世間に思いこませたい、そして原発再稼働に対する人々の反発をできるだけ和らげたい、のが狙いです。そしてそれは原発推進派の狙いでもあります。(一部の原発推進派はこのような姑息な手段に訴えることに反対しています)**「安全審査」という言葉自体に世論操作の意図が含まれているといっても過言ではありません。**

さて、島根原発2号機が再稼働申請を行って合格する可能性があるかどうかは表3をお読みになって判断してください。私は完成したばかりの3号機が本命だと思います。

表3 中国電力の規制基準対応状況

原子力規制委員会が2013年7月8日に施行した「規制基準」の要点は

- ① 既存原発に最新の基準を遡及適用する(バックフィット制)
- ② 重大事故発生時に被害を最小化する性能を最低限装備する
- ③ このため苛酷事故につながりかねない格納容器爆発を防ぐ
- ④ 爆発を防ぐため格納容器にフィルター付きベント装置設置を義務化
- ⑤ 重大事故時、事故被害最小化のための指揮を執る目的で免震重要棟内に緊急時対策所を設置
- ⑥ 確率論的安全性評価(PSA)に基づき設計基準を大幅に引き上げる
- ⑦ その他重大事故対策を設ける
- ⑧ 人為的災害(核テロ等を想定)や自然災害を想定して原子炉冷却装置、第2制御室を備えた「特定安全施設」の整備義務

と大きくまとめることができます。電気事業連合会は規制基準の骨子を「1.設計基準の大幅な引き上げ」「2.重大事故に対応していること」と解釈して、各電力会社に連絡していますが、この考え方は「規制基準適合性審査」に適合しないことは、審査会合の難航ぶりを見ても明らかです。

「安全文化の育成」、重大事故時の対応マニュアルなど物理的に評価しにくい側面は今さておいて、規制基準が要求する性能目標という観点から見て、中国電力の対応にはいくつかの大きな課題が残っています。

① フィルター付きベント装置の義務化

加圧水型原子炉とは異なり、中国電力が採用する沸騰水型原子炉は容積が小さく稼働時にフィルター付ベント装置の設置が義務づけられています。(加圧水型は5年の猶予)中国電力は、この2・3号機への設置工事をすでに開始していますが、完成の日時については明らかにしていません。(1号機には設置予定がない)

② 免震重要棟の設置

また義務づけられている免震重要棟についても2013年9月に工事着手をしており、2015年度には運用を開始したいとしています。

その他可搬型冷却装置、バックアップ電源の設置など全体としてみればこまごました設備や器機の設置が義務づけられていますが、島根原発2号機だけを取り出してみれば、フィルター付きベント装置設置と免震重要棟の整備、「特定安全施設」の整備が最大の課題ということになります。

こうした「規制基準対応」にかかる費用は約1000億円としていますが、フィルター付きベント装置設置と免震重要棟設置の2項目にかかる費用が600億円、残りが400億円となっており、この2項目がいかに重要かがわかります。

なお中国電力は、こうした規制基準対応措置を「安全対策」と称していますし、実際島根県や松江市に提出した資料にも「安全対策」として紹介していますがこれは中国電力の誤解です。**原子力規制委員会によれば「規制基準に対する対応は最低限の性能要求=規制要求なのであって、安全対策はその上に各事業者が積み上げていくもの、そのためには事業者が安全文化の育成・涵養が欠かせない」としています。ですから規制基準対応措置を「安全対策」とすることはできません。**

【参照資料】規制委員会及び「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」などに提出された一連の資料及び議事録「島根原子力発電所2号機 新規制基準への適合性確認申請の概要」(中国電力2013年11月21日)中国電力プレスリリース「島根原子力発電所2号機新規制基準に係る安全対策に関する事前了解願の提出等について」(2013年11月21日)、鳥取県「参考資料2 原子力発電所に適用する規制基準案について」

